

○既修得単位の認定に関する運営要領

(平成 17 年 6 月 15 日)

(趣旨)

第 1 条 沖縄県立看護大学学則第 34 条の規定に基づき、学生が本学入学前に修得した単位の認定（以下「認定」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 学生が認定を申請する場合には、入学手続き時に、次の書類（以下「認定書類」という）を学務課に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 認定希望科目申請書（様式第 2 号）
- (3) 成績証明書
- (4) 当該大学等の講義内容が判断できる書類（学生便覧及びシラバス等）

2 学生から認定書類の提出があった場合、学務課は、速やかに教務委員長に当該書類を提出する。

(一次認定)

第 3 条 学務課から認定書類の提出があった場合、教務委員長は、直ちに、既修得単位認定のための臨時教務委員会を開催する。

2 教務委員会は、学生便覧、シラバス及び成績証明書に基づき、既修得単位認定書（様式第 3 号）により認定の可否を決定する。

3 教務委員会は、学生便覧及びシラバスを提出できなかった認定希望科目については、認定しない。

4 教務委員長は、認定の可否に基づき、必要があれば、既修得単位認定申請者と面接を行うことができる。

5 教務委員長は、認定希望科目が専任教員によって教授されている場合、必要に応じて、認定の可否の検討を専任教員に依頼することができる。

6 教務委員長は、教務委員会を再度開催し、教務委員会は、面接結果等に基づき、認定の可否を決定する。

(最終認定)

第 4 条 教務委員会は、認定結果を教授会に提案し、教授会は認定の可否を決定する。

(通知)

第 5 条 学務課は、履修登録確認期間内に、認定結果を、単位認定通知書（様式第 4 号）により当該学生に通知する。

2 学生は、単位認定通知書を受け取るまでは、認定希望科目について履修登録を行い、授業に出席しなければならない。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。